



令和8年6月19日 15時30分

近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は下記の建設業者に対して、建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：株式会社カナデビアエンジニアリング

2. 処分内容

別紙の通り

3. 処分理由

別紙の通り

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課 課長 小山 祐 (内線6141)
課長補佐 高津 卓也 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)

令和8年6月19日
近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：株式会社カナデビアエンジニアリング

許可番号等：国土交通大臣（般・特－7）第011698号

代表者氏名：森本 智

本店所在地：大阪府大阪市中央区南久宝寺町3-1-8 MPR本町ビル9, 10, 11階

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置を（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

上記の建設業者は建設業法第15条第2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。

以上のことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。